

第 17 回人口・社会統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 21 年 7 月 21 日（火）10：00～12：00
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者 阿藤部会長、廣松部会長代理、野村委員、津谷臨時委員、井上専門委員、嶋崎専門委員、早瀬専門委員、審議協力者（財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、国立社会保障・人口問題研究所、東京都、大阪府）事務局（北田内閣府統計委員会担当室参事官、浜東総務省調査官他）調査実施者（加藤総務省国勢統計課長他）
- 4 議 題 国勢調査の変更について

5 審議の概要

- （1）事務局から、第 16 回人口・社会統計部会の結果の概要について説明が行われた。
- （2）前回部会において再度整理することとされた「5 年前の住居の所在地」の把握の考え方について、調査実施者から説明が行われた後、審議が行われた。委員から出された主な意見等及びこれに対する調査実施者からの回答並びに審議の結果の概要は、以下のとおり。

「5 年前の住居の所在地」を 5 年前当時（平成 17 年 10 月 1 日時点）の市町村の名称で記入することとした場合、一つの調査の中に複数の時点が基準として設けられることとなり、報告者を混乱させるおそれがある。このため、「5 年前の住居の所在地」を調査時点（平成 22 年 10 月 1 日時点）の市町村の名称で記入することについては、市町村合併前の旧市町村の単位による人口移動のデータが得られないというデメリットはあるものの、やむを得ないと考える。

「5 年前の住居の所在地」を調査時点の市町村の名称で記入する場合、市町村合併があった市町村については、旧市町村間を移動した報告者において、誤記入が生じるおそれがあるので、集計の際に留意いただきたい。

誤記入を防止するため、「調査票の記入のしかた」等の説明を工夫したい。

時間の基点を複数設けない方が報告者は混乱しないので、平成 22 年 10 月 1 日時点の市町村の名称を記入してもらう方がよい。ただし、5 年前当時の市町村の名称を記入するケースも多いと思われるため、後の変換作業を正確に行うことが重要と考える。

審議の結果、「5 年前の住居の所在地」については、一つの調査に複数の時点を基準として設けた場合、報告者を混乱させるおそれがあることなどから、原案のとおり、調査時点の市町村の名称を記入することが適当とされた。

ただし、誤記入を防ぐため、「調査票の記入のしかた」等を工夫することに加え、調査時点の市町村の名称で記載されていない場合における変換作業を正確に行うことが必要とされた。

- （3）調査実施者から、国勢調査第 3 次試験調査の実施状況について説明が行われた後、前回部会に続いて調査方法の変更について審議が行われた。委員から出された主な意見等及びこれに対する調査実施者からの回答並びに審議の結果の概要は、以下のとおり。

ア 調査方法の変更

郵送提出及びオンライン調査の導入は時代の流れであり、仕方ないと考えるが、試験調査の結果をみると、調査員による回収も大きな割合を占めていることから、調査員の存在が不可欠と考える。

回収方法の多様化は方向性として避けられないと考えるが、郵送調査を導入している外国の例をみると、大幅な回収率の低下等の問題がある。国勢調査において郵送回収を基本として回収率が低下したのでは、全数調査としての国勢調査の存在理由に関わることになるため、調査員が回収するという基本を崩すべきではない。また、高齢化の状況を考慮すると、高齢者の調査票の記入を調査員が手伝うことなどが必要になると思われることから、今後も調査員の役割は重要であると考え。

調査票の回収の段階では、回収率を確保するため、調査票配布時に郵送提出を希望した世帯に対しても、調査員が訪問し、実際に郵送提出したかどうかを確認することとしている。

調査票の提出方法について、調査員への提出が基本で、その他の方法も可能という位置付けなのか、あるいは、すべて横並びで選択が可能という位置付けなのか。

いずれかの提出方法を原則とするということではなく、世帯が選択できるようにしている。なお、調査票の回収に当たっては、調査員が世帯を訪問し、調査票の提出を促すことにしている。

オンライン調査について、すべての調査事項に回答しなければ、調査票を提出できない方式とする場合、オンラインによる回答数はかなり少なくなるのではないかと。

報告義務のある調査なので、基本的には記入不備があるものは提出できないという考え方でいくことになる。

オンライン調査については、利便性やプライバシーの確保の面でメリットがあり、若年層等に対する有効な調査方法になる可能性があるため、長期的には拡充していく方がよい。

審議の結果、封入提出方式の全面導入、郵送提出方式の導入、モデル地域におけるオンライン調査の導入については、調査員が調査票の配布及び回収の段階で世帯を訪問するなど、調査票の提出を促す措置が講じられることに加え、住民基本台帳等の活用や統計法に基づく関係者に対する質問等の導入によって情報を補完するなど、精度確保のための措置が講じられることから、審査の方向性どおり適当とされた。

なお、オンライン調査については、試験調査では回答割合が低いものの、将来、若年層における利用が増える可能性があることから、長期的な視点でみる必要があるとされた。

イ コールセンターの設置について

コールセンターの設置は必要な措置と考えるが、適切な対応マニュアルを作成しておかなければ、逆効果になることがあるので、十分に留意いただきたい。

調査に関する質問がある場合に、コールセンターに聞けばよいのか、市町村に聞けばよいのか、報告者の側で迷わないか。

世帯に配布する「調査についてのお知らせ」の中で、質問の内容ごとに、どこに聞けばよいのかを明記する。

コールセンターの設置はよいアイデアと考えるが、国勢調査では全国で1か所に設置するのか、あるいは、地域ごとに設置するのか。

コールセンターをどのように設置するのかについては、最終的には地方公共団体と相談して決めることとしている。照会に対しきちんと回答することが必要と考えており、統一的な対応ができるようにしたいと考えている。

審議の結果、コールセンターの設置については、特に異論はなく、審査の方向性どおり適当とされた。ただし、適切な対応を可能とするマニュアル等を作成しておくことが必要とされた。

ウ 外国人に対する調査方法等について

調査票及び「調査票の記入のしかた」については、日本語以外のものも準備されるのか。

平成 17 年国勢調査では、約 20 種類の言語に対応（外国人の 9 割以上をカバー）できるようにした。平成 22 年国勢調査においても、同様の対応をしたいと考えている。

外国人も調査員に任命することができるのか。

平成 17 年国勢調査までは、外国人を調査員に任命しており、日本人調査員とチームを組んで行動するなど、円滑な調査実施に配慮している。

アメリカの人口センサスでは、外国人や移民のコミュニティのネットワークを利用した広報が行われている。日本でも、外国人のコミュニティを活用して、国勢調査に対する協力を求めていくことが適当ではないか。

外国人を支援する NPO 団体等との意見交換を踏まえ、外国人のコミュニティの活用を予定している。

審議の結果、調査漏れのおそれがある外国人に対する調査方法等については、特に異論はなく、審査の方向性どおり適当とされた。

(4) 調査実施者から、集計事項の変更の考え方及び 1 回目の部会審議を踏まえた集計事項の追加について説明が行われた後、集計事項の変更について審議が行われた。委員から出された主な意見等及びこれに対する調査実施者からの回答並びに審議の結果の概要は、以下のとおり。

外国人と教育の関係を明らかにする統計表を追加することは、利用価値が大きい。

外国人の子供の中には、経済情勢の悪化による親の失業のため、学校に行けない者が増えており、社会問題になっていることなどから、6 歳以上の外国人の就学状況等を把握できる結果表を追加できないか。

追加集計で考える 1 つにはなる。

住民基本台帳のデータと国勢調査のデータを比較すると、世帯数のかい離が大きい。社会福祉施設等における世帯の実態をより詳細に把握できるよう、「施設等の世帯」に関する集計区分のうち、「病院・療養所」及び「社会福祉施設」の区分を更に細かくできないか。

施設や世帯の定義に関わる問題であり、国勢調査は他の標本調査の抽出フレームを提供していることから、国勢調査だけで判断することは困難であり、統計全体として考えるべき問題と考える。ただし、御指摘の点は非常に重要と思われるので、試験的な集計を行って、どのようなことができるか研究したい。

「母子（父子）世帯の母（父）の配偶関係」に関する集計区分は「死別」、「離別」及び「不詳」となっているが、未婚ではあるが子供がいるという世帯も今後増加すると思われるため、「未婚」の区分を追加する必要があるのではないか。

未婚の母子世帯及び父子世帯については、従来、数が少ないということもあり、「総数」に含める形で集計してきたところである。

審議の結果、集計事項の変更及び公表時期の変更については、特に異論はなく、審査の方向性どおり適当又はやむを得ない措置とされた。

ただし、配偶関係に関する集計の充実については、次回部会までに検討することとされた。

なお、「施設等の世帯」の区分の細分化については、世帯の定義にも関わる問題であるため、今後、他の統計調査への影響を考慮しながら、見直しの要否を検討することが適当とされた。

(5) 事務局から、統計基準の適用の考え方について説明が行われた後、平成 22 年国勢調査における統計基準の使用について審議が行われた。委員から出された主な意見等及びこれに対する調査実施者からの回答並びに審議の結果の概要は、以下のとおり。

「無店舗小売業」及び「管理、補助的経済活動を行う事業所」を個別に表章するためには、世帯からこれらを正確に把握するための調査事項を増やす必要がある一方で、他の調査事項を削除しなければならない可能性があるということか。

報告者の負担を考慮すると、そういう問題になる可能性がある。しかし、これらを表章するためだけに、他の調査事項を削除することは避けたい。

国際標準産業分類では、「管理、補助的経済活動を行う事業所」に該当する本社などについては、基本的にサービス産業に分類されている。仮に、日本標準産業分類においても国際分類に倣った分類とする場合、たとえば、サービス業から製造業へと大分類をまたいで集約される可能性があるため、更に難しい問題になると思われる。世帯を対象とする統計調査における産業分類の扱いが根本的な問題としてあるため、経済センサスとの関係にもなるが、我が国において産業別雇用者数をどのように把握していくのかについて、将来的な課題として考えるべき。

審議の結果、平成 22 年国勢調査において、統計基準の使用に際し、一部例外的な措置を講じることについては、特に異論はなく、審査の方向性どおりやむを得ないものとされた。

なお、産業別就業者数の把握の問題については、統計全体の問題として認識することとされた。

(6) 次回部会では、答申案の審議を行うこととされた。

6 次回予定

次回部会は 8 月 21 日（金）10 時から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室で開催することとされた。